

霧島市情報公開条例の一部改正について

霧島市情報公開条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市情報公開条例の一部を改正する条例

霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、独立行政法人に関する規定を整理するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。